

平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託事業について、委託業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託業務
- (2) 業務内容 別紙「平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託業務仕様書」
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成25年9月10日まで
- (4) 履行場所 茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室
- (5) 委託の規模 2,502,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を超えない範囲とする。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続きの開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体等ではないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 提案者の事業活動について、プライバシーマークの使用が認められていること。

4 全体スケジュール

項目	実施期間又は期日
プロポーザル公募期間「企画提案書（添付書類，見積書を含む）の提出期間」	6月21日（金）～7月4日（木） （企画提案書の受付時間 土・日曜日を除く8時30分～17時まで）
応募用書類配付	6月21日（金）～7月3日（水）
第一次審査における質問書の提出期限	6月27日（木）12時まで
第一次審査における質問内容と回答の連絡	7月1日（月）15時まで 大好き いばらき 県民会議のホームページ http://www.daisuki-ibaraki.jp/new-public.html に掲示
第一次審査結果の通知発送	7月5日（金）（予定）
第二次審査（プレゼンテーション）における質問書の提出期限	7月11日（木）12時まで
第二次審査（プレゼンテーション）における質問内容と回答の連絡	7月16日（火）15時まで 大好き いばらき 県民会議のホームページ http://www.daisuki-ibaraki.jp/new-public.html に掲示
第二次審査（プレゼンテーション）	7月18日（木）
審査結果通知の発送	7月22日（月）（予定）

5 応募用書類の提出部数，提出方法，交付場所及び提出先

（1）提出書類

- 様式第1号 企画提案書（8部）
- 様式第2号 業務実施体制（1部）
- 様式第3号 業務経歴書（1部）
- 様式第4号 見積書（1部）
- 様式第5号 宣誓書（1部）
- 任意様式 作業スケジュール表（1部）
- 任意様式 国税及び都道府県税に滞納がないことの証明書（各1部）

（2）提出方法

県民運動推進室へ持参又は郵送すること。（郵送の場合は，必着とする。）

（3）応募用書類の交付場所及び応募用書類の提出先

茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室
〒310-0011
茨城県水戸市三の丸1-5-38
茨城県三の丸庁舎2F

電話 029-224-8120

応募用書類は次のホームページからもダウンロード可能

<http://www.daisuki-ibaraki.jp/new-public.html>

6 報告書に必要な成果等の閲覧

報告書作成に必要な成果等については，県民運動推進室で閲覧することができる。

7 質問

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は，質問書（様式第6号）を郵送，持参，電子メールで提出すること。電話による質問は受け付けない。質問は，企画提案等に関する質問のみとする。

(2) 質問への回答

提出された質問への回答は，上記のとおりホームページに掲載し，個別には回答しない。

(3) 提出場所

茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1-5-38

茨城県三の丸庁舎2F

E-mail undo@pref.ibaraki.lg.jp

電話 029-224-8120

8 プロポーザルの審査

(1) 審査の方法

別に定める「平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において審査し，プロポーザル審査基準に基づき，委員一人当たりの平均点の高い者を選定する。

(2) 第一次審査

提出された企画提案書等に基づき審査を行う。

(3) 第二次審査（第一次審査で選定された者のみ）

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。

[プレゼンテーション] 説明時間10分 質疑時間10分程度

9 審査結果の通知等

第一次審査及び第二次審査の結果（選定の有無）は，文書で通知する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等の再提出，修正，差し替えがあった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他，企画提案にあたり著しく信義等に反する行為があった場合

11 契約手続き

(1) 契約締結

審査会で選定された受託候補者との詳細仕様及び契約内容の協議を経て，再度，受託候補者から徴した見積書の額が，予定価格の範囲内であることを確認したときは，茨城県財務規則（平成5年茨城県財務規則第15号）に定める随意契約の手続きにより，契約書を取り交わす。

なお，協議の結果，合意に至らなかった場合には，評価次点者との協議を行う。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし，茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合は，契約保証金の全部又は一部を免除する。

12 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案に要する費用は，全て提案者の負担とする。
- (3) 書類等の作成に用いる言語，通貨，日時
日本語，日本円，日本の標準時によるものとする。
- (4) 契約書の作成の要否
要
- (5) プロポーザルの審査の内容については，公表しない。

様式第1号(企画提案書)

平成25年 月 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

住所

名称

代表者職・氏名

印

平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託業務プロポーザル
企画提案書

このことについて、別紙のとおり提出致します。

企画提案書

提案者名	
------	--

1 基本事項

企画提案にあたってのコンセプト

--

2 表紙・裏表紙

--

3 本文の構成

--

4 その他

--

別紙は、適宜変更して差し支えない。
複数枚に渡るときは、ページを付すこと。
必要に応じ、参考資料を添付すること。

様式第2号（業務実施体制）

提案者名	
------	--

役割	氏名	担当する業務名
総責任者		
担当者		
担当者		
担当者		
担当者		

（ ）配置を予定している者全員を記載すること。

様式第3号（業務経歴書）

提案者名	
------	--

発注者	契約期間	業務名・内容	プロポーザルの有無
	年月日～年月日	（業務名） （業務内容）	
	年月日～年月日	（業務名） （業務内容）	
	年月日～年月日	（業務名） （業務内容）	

（ ）同種業務又は類似業務の元請けとして契約した実績を3件以内記載すること。

同種業務の例 都道府県事業報告書，市町村事業報告書 など

類似業務の例 パンフレット，記念誌，冊子 など

平成25年3月末日までに完了した事業

様式第4号(見積書)

見積書

平成25年 月 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

住所

名称

代表者職・氏名

印

金額	円
業務名	平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託業務

(内訳)

区分	見積額(円)	積算根拠
事業費内訳		
小計		
消費税		
合計		

区分(例)

企画料, 座談会費用, 編集料, 表組み・帳票作成料, 校正料, 刷版料, 製本・加工料, 用紙料, 送料, 一般管理費, 消費税など

宣 誓 書

年 月 日

茨城県知事 橋本 昌 様

名称

代表者職・氏名

印

平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託業務に係る企画提案を行うに当たり、応募資格である下記事項をすべて満たしていることに相違ありません。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- 4 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体等ではないこと。
- 5 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- 6 提案者の事業活動について、プライバシーマークの使用が認められていること。

様式第6号

質問書

名 称
担当者名
連絡先

事業名 平成25年度茨城県新しい公共支援事業報告書作成委託業務

質問内容
タイトル： 質問内容：